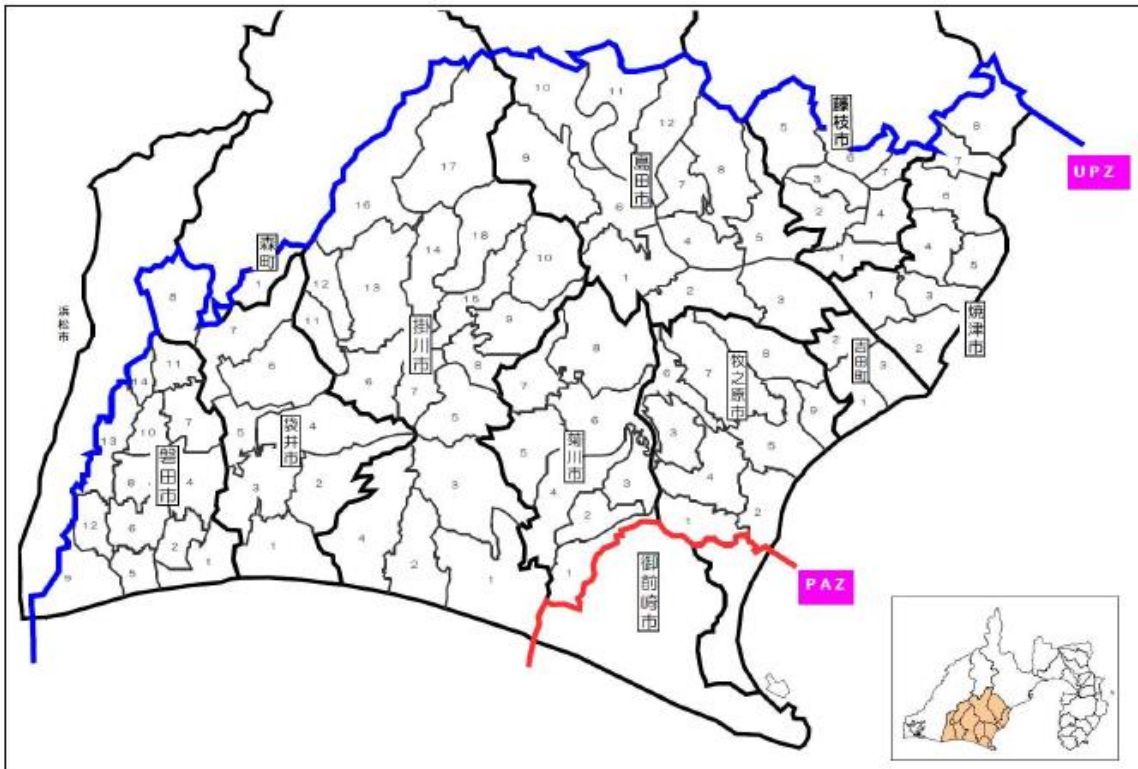


# 原子力災害時の対応

## 1 原子力災害に備える地域

国際基準では、原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始するPAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）と、屋内退避などの防護措置を行うUPZ（Urgent Protective action planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）を設けることになっている。原子力災害対策指針では、PAZについては原子力発電所からおおむね半径5kmを、UPZについては原子力発電所からおおむね半径30kmを目安として、地方公共団体が地域の状況等を勘案して設定することと定められている。

静岡県が発表している浜岡地域の原子力災害広域避難計画によると下図のように掛川市全域がUPZの地域に指定されているため、原子力災害発生時の避難対応を定める。



## 2 災害発生時の対応

	対応
登校時に災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。</li> <li>・家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町村からの指示に従う。</li> <li>・家から離れている場合には登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</li> <li>・避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>・避難所に着いたら、先生や市町村の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>
授業中等の在校時に災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</li> <li>・教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。</li> <li>・避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>・避難所に着いたら、先生や市町村の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>

<p>下校時に災害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。</li> <li>・家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町村からの指示に従う。</li> <li>・家から離れている場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。</li> <li>・避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。</li> <li>・避難所に着いたら、先生や市町村の人の指示に従った行動をとる。</li> </ul>
<p>原子力発電所の近くで学校外活動中に災害が発生した場合</p>	<p>【独自のバス等がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外にいる場合、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。</li> <li>・避難所等に移動するためバス等に乗る際には落ち着いた行動をとる。</li> </ul> <p>【独自のバス等がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避し、避難の準備をする。</li> <li>・避難所等に移動するためバス等に乗る際には落ち着いた行動をとる。</li> <li>・避難場等に着いたら、先生や関係市町の職員等の指示に従って行動する。</li> </ul>

※原子力災害収束後に市町村長の設置する災害対策本部からの避難解除指示を受け、下校又は保護者への引き渡しとなる。